

山形県立米沢興譲館高等学校 部活動方針

I 部活動基本方針

- 1 生徒の社会的人格の形成と自主性・創造性の養成ならびに自律の精神と責任の意識の育成における部活動の意義を重視し、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む。
- 2 部活動が人間形成に重要な役割を果たすことを認識し、その充実と指導の強化を図るとともに学業との両立に努め、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 3 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築するとともに、学校と地域が部活動について協働・融合して取り組む形を進められるよう検討していく。

II 適切な運営のための体制整備

1 部活動の全員参加制

- (1) 部活動の意義に基づいて全員参加を推進する。
- (2) 第3学年においては、各部の目標時期まで部活動に参加することを原則とする。
各部の目標時期については、以下のとおりとする。
 - ・ 目標時期は、各部の特質・大会時期等にもとづいて、各部毎に定めるものとする。
 - ・ その際、学習活動との両立と各生徒の資質・環境条件等への配慮を行う。
 - ・ 前項の趣旨に沿って同一部内でも、生徒毎に目標時期の相違が生じる場合もある。

2 部活動の種類と選択の方法

(1) 部活動の種類

体育関係—陸上競技 スキー 山岳 水泳 バasketボール バレーボール
サッカー 硬式野球 ソフトテニス バドミントン 柔道 剣道 弓道
卓球 フェンシング ホッケー

文化関係—美術 新聞・文芸 音楽 コアスーパーサイエンスクラブ E S S
吹奏楽研究

生産関係—調理科学

- (2) 新入生の部活動加入・登録は指定した日までに行う。その後の移動・登録変更は、クラス担任と両部顧問の協力指導のもとに指定の手続きを行う。
- (3) 部活動の種類は上記のとおりとするが、部員数の状況により、部の統廃合の検討するものとする。

3 部活動運営委員会の設置

部活動運営委員会は委員長(教頭)、副委員長(生徒課長)、委員(各学年主任、教務課長、進路指導課長)をもって構成し、各部活動の取組みの確認や評価を行い、改善に努める。

III 適切な部活動の運営

1 部活動の休養日及び活動時間について

(1) 休養日

- 平日：1日以上

- 週休日：1日以上
- ある程度長期の休養期間を設け、年間活動計画を示す。
※上記基準を原則とするが、上位につながる大会の特別強化期間(大会前3週間)や強化指定部については、少なくとも週1回の休養日を設けたうえで、定期評価期間や長期休業中等に休養日の振替も可能とする。

(2)活動時間

- 平日：2時間程度とし、18時00分までとする。
- 週休日等：3時間程度

(3)その他

- 定期評価1週間前は、部活動休止期間とすることを原則とする。
但し、定期評価期間が上位につながる大会の開催2週間前にかかる場合は、生徒課に「定期評価期間活動願」を提出したのち活動を行うことができる。
- 土曜・日曜・祝祭日の活動の際は、予め届け出るものとする。
- 活動終了後は、顧問の責任において下校を完了させるものとする。
- 通常の部活動日に時間外活動をする時は、生徒課の特別承認を受け、顧問がつくことを条件とし、19時00分まで認める。その期間は、大会2週間前からとする。
生徒課は、特別承認を受けた部活動を部活動黒板に記入する。

2 大会参加、県外遠征等について

大会参加、県外遠征、校内合宿等については、部活動計画に基づき行い、指定の手続きで参加、実施すること。

3 部活動計画について

- (1)方針に基づき、各部は年間計画を作成し、4月末日まで生徒課に提出する。
- (2)さらに効果的な活動を期するため、月間計画も作成の上部員等に周知する。
- (3)各部活動の年間または月間の活動予定を学校のホームページで公表する。

4 強化指定部

(1)強化指定部については、次の条件を目安に申請のあった部について、部活動運営委員会で審議し、年度始めに校長が指定する。

- 県及び地区高体連の強化指定部・優秀指定部及び強化指定選手が所属する部
- 前年度の県高体連主催共催大会において、県ベスト8以上に入った部及び個人が所属する部
- その他、校長が特別に指定する部(地域や学校の活性化の一役を担う、指導体制が充実している等)
- 文化生産系部活動については、運動部に準ずる

(2)強化指定部は1週間に1日は完全休養日をもうける。土曜・日曜のどちらかにもうけることを原則とし、平日にもうける場合は、土曜・日曜の両日各半日(3時間程度)の練習を認める。ただし、大会前等で土曜・日曜の両日一日の活動(一日と半日を含む)が必要な場合には、願い出て許可を得るものとする。その分の休養日は別の日に振り替える。

5 留意事項

- (1) 授業日の部活動の時間は放課後とする。ただし、つぎの例外を認める。
始業前・・・事前の計画により実施するものは、届け出により認めるが、顧問の現場における直接指導が必要である。
昼食時・・・一切の部活動は行わない原則にたつが、どうしても必要な時は、届け出により昼食・授業に差し支えない範囲で認める。
- (2) 顧問は、部活動の時間について、生徒・保護者の了解を得るとともに日常の学習に支障のないよう配慮し、部員の学習状況を把握しながら適切な指導を行うものとする。
- (3) 顧問は、公共交通機関の都合や気象状況により、予定された活動時間終了まで活動できない部員については帰宅させるものとする。
- (4) 顧問は、部活動安全マニュアルに基づいて事故防止に努めること。
- (5) 全国大会出場時の高体連・高文連からの旅費補助は部費として取扱い、各部の会計簿に領収書と共に記載し、管理しておくこととする。
- (6) 部費の取扱については、県の基準に従い適切に行うこと。

付則：この要項は平成19年4月1日より施行する。

平成21年	4月	1日	一部改正
平成22年	11月	25日	一部改正
平成24年	2月	20日	一部改正・4月1日施行
平成25年	1月	23日	一部改正・4月1日施行
平成25年	9月	26日	一部改正・施行
平成27年	5月	22日	一部改正・4月1日施行
平成31年	4月	22日	一部改正・施行
令和3年	5月	21日	一部改正・施行